

教育・保育施設等 入所案内



真岡市役所 健康福祉部 保育課 保育係

〒 321-4395

栃木県真岡市荒町5191番地

TEL: 0285-83-8035

目 次

◇保育サービスについて	P 2
◇保育が利用できる要件・保育内容について	P 3
◇保育の利用・支給認定申請・保育必要量の申請について	P 4
◇申込みに必要な書類について	P 5
◇ならし保育・転入予定の方の申込みについて	P 6
◇保育料について 0～2歳児クラス	P 7
◇真岡市保育料表（3号認定子ども）	P 8
◇保育料について 3～5歳児クラス	P 9
◇認可保育所利用にあたっての一般的な流れ	P 0
◇保育所入所後の注意点	P 1
◇申込書の記入例 表	P 2
◇申込書の記入例 裏	P 3
◇教育・保育施設等一覧	P 4
◇教育・保育施設等一覧 MEMO	P 5
◇保育所マップ	P 6

◇保育サービスについて

2号・3号認定の方は、就労時間（保育必要量）に応じて、さらに以下の区分があります。

●保育標準時間(最大11時間利用)
月120時間以上就労

●保育短時間(最大8時間利用)
月64時間以上120時間未満の就労

家庭で保育できない
(月64時間以上就労等)

0～2歳
⇒3号認定

3～5歳
⇒2号認定

教育を受けさせたい
⇒1号認定

上記以外
不定期

特定地域型保育施設
・小規模保育施設A型(0～2歳)定員19人以下
・家庭的保育事業(0～2歳)定員3人以下
【園に直接申込み】
家庭的な雰囲気の中、保育を実施。卒園後は連携施設に優先して入所可能。

保育所(園)
(0～5歳児)
【市役所に申込み】
公立と私立合わせて市内に10か所。仕事等のため家庭で保育ができない児童を預かる施設。

認定こども園
(保育部分)
(0～5歳児)
【園に直接申込み】
幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設。保育認定を受けている児童は保育所と同様の保育利用。3～5歳で保育要件がなくなった場合(仕事を辞めた等)は幼稚園部分に変更することができる。

認定こども園
(幼稚園部分)
(3～5歳児)
【園に直接申込み】
幼稚園と同様

幼稚園(3～5歳)
【園に直接申込み】
教育の基礎を作る学校。
お昼過ぎまでの教育時間のほか、園により預かり保育等を実施している。

一時預かり(認定を受けずに利用可能)
急用、子育てのリフレッシュ等で一時的にお子さんを預かる。週2～3日程度の仕事のため利用する人もいる。実施している園に直接申込み。面接等が必要な場合もあるので、早めにご連絡ください。

◇保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育施設が利用できる要件について

- ・保護者、児童が原則として真岡市の住民であること。
- ・保護者が保育を必要とする理由に該当すること。かつ、同居の親族やその他の方が、その児童を保育することができないと認められる場合。

保育を必要とする理由	保育標準時間 (1日最大11時間の保育利用が可能)	保育短時間 (1日最大8時間の保育利用が可能)
就労 ※1	就労時間が1か月あたり 120時間以上	就労時間が1か月あたり 64時間以上 120時間未満
求職活動(3か月) ※2		○
育児休暇取得時の継続利用		○
妊娠・出産(期限付き) ※3	○	
災害復旧	○	
虐待・DV	○	
就学	就労に準じる	
保護者の疾病・看護	証明書・診断書・状況等によって判断	
同居親族の介護・看護	証明書・診断書・状況等によって判断	
その他市町村が認める場合	状況によって判断	

・身体虚弱等、その他の理由で集団保育に支障が認められるお子さんについては、入所を承諾できない場合があります。

※1 「就労」を理由とする場合、就労時間が1か月あたり64時間未満の場合は、保育を必要とする認定に該当しません。

※2 「求職」を理由とする場合、入所後3か月以内に月64時間以上の就労することが条件です。

※3 「妊娠・出産」を理由とする場合、出産予定日の6週間前の日が属する月の1日から、産後8週経過した日が属する月の末日までの期限付きの入所となります。

◇保育内容について

○保育年齢

おおむね生後8週経過後から就学前の乳幼児(13ページ参照)

○保育時間及び休日

保育時間：教育・保育施設等一覧のとおり(13ページ参照)

休日：日曜日、祝日、年末年始

○食事とおやつ

3歳未満児は給食の他に、10時と3時におやつがでます。

3歳以上児は給食の他に、3時におやつがでます。

◇保育の利用について

保護者が就労や病気、介護等「**保育を必要とする理由**」に該当することにより、お子さんにとって保育が必要と認められる場合、保護者に代わって保育施設で保育をします。

したがって、「しつけのため」「集団保育を経験させたい」等の理由では、申し込むことができません。また、保育を必要とする理由に該当しなくなった場合（仕事を辞めた等）は原則退所となります。

◇支給認定申請について

保育施設を利用するためには、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

支給認定区分

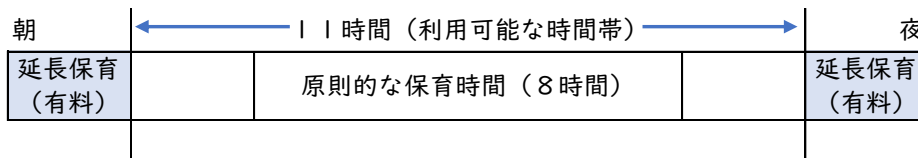
区分	区分の内容	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で保育の必要性のない児童	幼稚園・認定こども園
2号認定 保育認定	3歳以上で保育の必要性のある児童	保育所・認定こども園
3号認定 保育認定	3歳未満で保育の必要性のある児童	保育所・認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育事業)

◇保育必要量の認定について

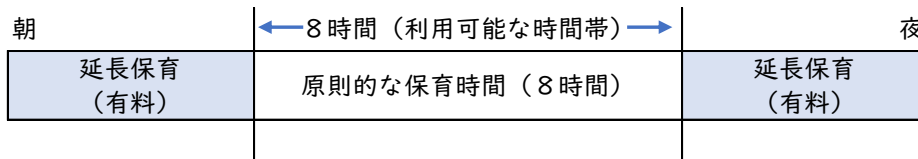
保護者の就労時間等により次のいずれかの利用時間となります。

- ・「**保育標準時間認定**」⇒1日に最大11時間、保育施設・事業を利用可能
就労の場合、1か月あたり120時間以上勤務
- ・「**保育短時間認定**」⇒1日に最大8時間、保育施設・事業を利用可能
(ただし、延長保育を利用する場合は、8時間以上の利用が可能です。)
就労の場合、1か月あたり64時間以上120時間未満勤務

●保育標準時間



●保育短時間



← 園の開所時間 →

開所時間は各施設によって異なります。

◇申込みに必要な書類について

○提出必要書類（様式はホームページでも入手可）

- 1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書
（児童1人につき1部）
- 2) 保育所入所申込調書
- 3) 家族全員のマイナンバーカード（個人番号 通知カード）
- 4) 申請者の身分証明書（運転免許証、パスポート等の写真付のもの）
- 5) 利用者負担金（保育料）、副食費の滞納に係る児童手当現金支給承諾書
- 6) 施設利用に関する確認書
- 7) 保護者等の状況を証明する書類（下記のとおり）

区 分	添 付 書 類
外勤（内職・育休含む）	就労証明書 ※ 産休・育休を取得の場合は期間が明記されているもの
外勤（就労予定）	就労証明書（就労予定証明書）
自営業	自営申立書と開業届または申告書の写し等
農業従事	農業従事者証明書と申告書の写し等
妊娠中であるか、出産後間もないこと （期限付き）	新生児の母子手帳（父母の氏名及び出産予定日のわかるページ）
病気・障害 ※①または②	① 通院証明書または診断書、治療計画のわかるもの等
	② 障害者手帳の写し
看護・介護 ※必要に応じて	通院証明書または診断書
	介護保険被保険者証の写し、サービス内容のわかるもの
就学・技能習得している	在籍を証明できる書類の写し カリキュラム表等、日中保育ができない時間・日数が確認できるもの
求職中	ハローワークカードの写し等求職活動が確認できるもの 保育所入所申込調書に活動状況を具体的に記入 ※入所できた場合、3か月以内に証明書の提出がないと退所になります。
お子様が身体障害・療育手帳を交付されている場合・通院中の場合	障害者手帳の写し
	専門機関等の診断書又は意見書等

※証明書等は65歳未満の同居家族（同一敷地内居住）の全員分必要になります。（令和6年度入所申込からは、保護者以外の証明書は不要となり家庭状況申告書で確認させていただきます。）

○保育所入所申込書類の提出先

- ・公立・私立保育所
保育課 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・認定こども園・特定地域型保育施設（小規模保育施設・家庭的保育施設）
施設に直接申込み（申込みに必要な書類等は各園で配布しています。）

◇ならし保育について

保育所では、入所後、児童が無理なく保育所生活に慣れるために「ならし保育」の期間があります。生活環境の急激な変化により、児童にとって大きな負担がかかります。そのため、最初は数時間程度の保育から始めて徐々に時間を長くしていきます。ならし保育の時間や期間については児童の状態等によって異なりますので、入所する施設にご相談ください。

育児休業明けの場合、復職日の20日前の属する月の入所申込が可能です。

例) 復職予定日が20日以前の場合：前月1日の入所申込が可能

復職予定日が21日以降の場合：当月1日の入所申込が可能

◇真岡市に転入予定の方の申込みについて

転入予定の方は、認可保育所(園)(2号・3号)利用にあたっての一般的な流れ(10ページ)に加えて、入所希望月の前月末日までに真岡市への転入手続きが完了していることが条件となります。

入所希望月の前々月に入所申込に必要な書類と物件引渡日が入所希望月の前月末日までであることが確認できる「売買契約書」または「賃貸契約書」の写しを提出してください。

※保育料決定のために課税証明書等の税資料が必要な場合があります。

※マイナンバーの記入漏れにご注意ください。

例) 10月1日に入所を希望する場合。

8月：申込に必要な書類と「売買契約書」または「賃貸契約書」の写しを保育課に提出。

9月：末日までに転入手続きの完了。

◇保育料について

0歳児クラスから2歳児クラス

(1) 保育料について

- ・保護者の市民税所得割額で階層が決まり、8ページの真岡市保育料表により保育料が決定されます。(父母に十分な収入がなく、同居の祖父母が主たる生計維持者の場合は、祖父母のどちらか市民税所得割額の高い方を算定に含みます。)

(2) 保育料の請求について ※原則口座振替です。

- ・公立・私立保育所の保育料は、真岡市が請求します。
- ・認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設の保育料は、利用する施設が直接請求します。

※1 保育料は月単位です。毎月1日に在籍している方はその月の出席・欠席や途中退所でも1か月分かかります。

※2 特別な保育(延長保育等)を利用すると別途、利用料がかかります。

※3 **保育料のほかに、各施設が集める雑費等がかかります。**

(3) 保育料の決定について

4月～8月の保育料 前年度の市民税所得割額から算定	9月～翌年3月の保育料 当年度の市民税所得割額から算定
------------------------------	--------------------------------

9月分の保育料から、算定に用いる税額年度が切り替わるため、「利用者負担額(保育料)決定通知書」を郵送します。

(4) 保育料滞納に対する児童手当の取扱いについて(公立・私立保育所)

- ・保護者の方に負担していただいている保育料は、保育園の運営やサービスの向上にあたり必要不可欠な料金です。
- ・保育料に滞納がある場合、年3回支給される児童手当からの納付をお願いしております。
- ・保育料を期限内に納付されている方とされていない方との公平性を確保するため、趣旨をご理解の上、保育所入所申請時に下記の書類をご提出ください。

【提出書類】

「利用者負担金(保育料)、副食費の滞納に係る児童手当現金支給承諾書」

- ※1 保育料に滞納がある場合、児童手当を現金支給に切り替え、支給される児童手当から未納分の保育料をお支払いいただきます。

真岡市保育料表（3号認定子ども）

階層	階層区分		0～2歳児	
			保育標準時間	保育短時間
			保育料（円）	保育料（円）
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	市民税所得割額	48,600円未満	11,000円	10,800円
			(2,700円)	(2,700円)
4		72,800円未満	16,000円	15,700円
			(4,000円)	(3,900円)
5		97,000円未満	21,000円	20,600円
			(5,200円)	(5,100円)
6		133,000円未満	25,000円	24,500円
			(6,200円)	(6,100円)
7		169,000円未満	33,000円	32,400円
			(8,200円)	(8,100円)
8		235,000円未満	37,000円	36,300円
			(9,200円)	(9,000円)
9	301,000円未満	41,000円	40,300円	
		(10,200円)	(10,000円)	
10	397,000円未満	48,000円	47,100円	
		(12,000円)	(11,700円)	
11	464,600円未満	50,000円	49,100円	
		(12,500円)	(12,200円)	
12	464,600円以上	65,000円	63,800円	
		(16,200円)	(15,900円)	

◆ 備考

- 1 市民税所得割額とは、地方税法に適用がある、住宅取得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額とします。
 - 2 3～12階層までに属する世帯のうち、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している兄又は姉を1人有する場合の保育料は（ ）内の金額とし、2人以上有する場合の保育料は0円とします。
 - 3 2の同時入所要件に該当しない場合でも、2人以上の児童を現に育てている3階層から4階層の一部（市民税所得割額57,700円未満）の世帯の保育料については、第2子は（ ）内の金額とし、第3子以降は無料とします。
 - 4 4階層の一部（市民税所得割額57,700円以上）から12階層に属する世帯のうち、18歳未満の児童を現に3人以上育てている場合には、第3子以降の保育料は無料とします。
 - 5 3～5階層の一部（市民税所得割額77,101円未満）のひとり親世帯等の保育料については、第1子は5,000円とし、第2子以降は無料とします。
- ※ 祖父母が同居し生計を一にしている場合、両親の収入で十分生計を立てていけるだけの経済力があれば祖父母の収入は加算しません。しかし、両親の収入で十分生計を立てていけない時は、その家庭の主宰者（最高収入または最高納税者）の収入を加算します。
- ※ 年度途中に満3歳（2号認定）になった児童でも、0～2歳児の保育料が適用になります。
- ※ 3～5歳児（1号・2号）の保育料は、幼児教育・保育無償化により0円となります。

◇保育料について

3歳児クラスから5歳児クラス

(1) 保育料について

- ◆公立・私立保育所、認定こども園
- ・保育料無償化の対象となります。

(2) 対象経費について

利用施設別の無償化対象経費

(○=対象、△=保育の必要性がある場合のみ対象、×=対象外)

利用施設	保育料	延長保育	その他※1
認定こども園（教育部分）	○	△※2	×
保育所（公立・私立） 認定こども園（保育部分）	○	×	×

※1 「その他」とは、施設の管理費や、通園バスの利用料や行事等に係る費用等です。

※2 「保育の必要性がある場合」とは、3ページの「保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育施設が利用できる要件」と同等になります。

(3) 給食費について

- ・給食費には主食費（ごはん、パン等）と副食費（おかず、おやつ等）があります。
- ・副食費について年収360万円未満相当世帯の子どもについては、免除されます。
- ・副食費について年収360万円以上相当世帯で免除対象者となるのは、下記のとおりです。

副食費免除対象者

- ・認定こども園（幼稚園利用）
小3までの子どもから数えて第3子以降の子ども
- ・公立・私立保育所、認定こども園（保育利用）
就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども

- ・上記に該当しない場合の第2子以降の子どもは、4,700円を上限に補助があります。
- ・副食費の免除対象者や補助対象者には、通知書を郵送します。

(4) 副食費滞納に対する児童手当の取扱いについて（公立保育所）

7ページ(4) 保育料滞納に対する児童手当の取扱いについて（公立・私立保育所）と同様の扱いになります。

◇認可保育所(園) (2号・3号) 利用にあたっての一般的な流れ【随時】

申込書の受付	入所希望月の前々月に受け付けます。 育児休業明けの場合、復職日の20日前の属する月の入所申込が可能です。
--------	---



書類の確認 選考	保育を必要とする要件を総合的に審査し、保育の必要性が高い方から各施設の受け入れ可能数の範囲内で入所者を選考します。
-------------	---

※希望の状況によっては、希望する施設を利用できない場合もございます。
※入所希望を取り下げる場合は、お早めに保育課にご連絡ください。



保育認定	入所可能・不可に関わらず、支給認定証を交付します。★内定の通知ではありません。 これは申請書や就労証明等の添付書類に基づき認定します。 2号認定(3歳以上)・3号認定(3歳未満) 就労時間等により保育短時間または保育標準時間に区分されます。
------	--

※支給認定証の発行は子ども・子育て支援法第20条第6項で「申請のあった日から30日以内に」発行することとなっておりますが、同項但し書きにおいて、「申請にかかる保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他特別な理由がある場合」には延期することができる旨が定められていることから、本市において、支給認定証は、利用調整結果郵送日に同封で発行いたします。あらかじめ、ご了承くださいませようお願いいたします。



入所内定 入所保留	入所希望月の前月上旬に結果を郵送いたします。	
	<table border="0"> <tr> <td>●内定の場合 公立保育所：市から面接の連絡が電話にてあります。その後、面接にあたり必要な書類を郵送します。 私立保育園：園から直接面接の連絡があります。</td> <td>●保留の場合 保留通知を郵送いたします。 毎年3月までは、希望する施設の空きができた際に、再度選考から行い<u>入所可能な場合のみ通知します。</u> 申込書の有効期限：毎年3月末まで (※出産理由の場合は除く) 4月以降は改めて申請が必要です。</td> </tr> </table>	●内定の場合 公立保育所：市から面接の連絡が電話にてあります。その後、面接にあたり必要な書類を郵送します。 私立保育園：園から直接面接の連絡があります。
●内定の場合 公立保育所：市から面接の連絡が電話にてあります。その後、面接にあたり必要な書類を郵送します。 私立保育園：園から直接面接の連絡があります。	●保留の場合 保留通知を郵送いたします。 毎年3月までは、希望する施設の空きができた際に、再度選考から行い <u>入所可能な場合のみ通知します。</u> 申込書の有効期限：毎年3月末まで (※出産理由の場合は除く) 4月以降は改めて申請が必要です。	



面接	入所を決定するための面接です。入所予定の保育所(園)で実施しますので、必ずお子様と一緒に出席してください。 ※6月以降に入所希望の場合は、入所前月に面接を行います。
----	---



入所決定	面接の結果、保育所(園)で受入可能であれば、入所承諾通知を郵送します。
------	-------------------------------------



入所



ならし保育	入所は毎月1日付けで入所となります。 ならし保育期間は保育時間が短くなりますので、各施設とご相談ください。
-------	--

保育所（園）入所後の注意点

こちらの注意事項をよくお読みの上、お子様の卒園まで保存いただき、手続きの際の資料としてご活用ください。
 下記の変更事由に該当した場合は、必ず保育所（園）へ連絡し、必要書類のご提出をお願いします。
 なお、提出済みの書類に虚偽（実態と異なること）が判明した時には、退所となる場合があります。

	説明	必要書類
①就労先が変わった。 就労時間が変わった。	就労証明書の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合は保育認定区分が 短時間（最大8時間まで） 、120時間以上の場合は 標準時間（最大11時間まで） になります。 認定区分により保育料も変わる可能性があります。 認定区分の切り替えは支給認定申請書提出月の翌月に変更となります。就労状況に変更が生じた場合は 当月末までに 、支給認定申請書にその旨を記載の上、就労証明書とともにご提出ください。	支給認定変更申請書 就労証明書
②仕事を辞めた。 ※退職後1週間以内に手続きをしてください。	原則として、退職した当月末で、保育所（園）を退所することになります。	退所届
	引き続き入所を希望する場合 保育認定短時間に変更の手続きをしてください。退職月から3か月以内に就労を開始し、新たな就労先に就労証明書を市役所に提出してください。 ⇒⑥求職中の入所の場合へ	支給認定変更申請書 ハローワークカードの写し
③家族構成が変わった。	同一住所で別世帯の場合も、同居の家族とみなし、手続きが必要です。 婚姻はしていないが同居の場合も含まれます。	支給認定変更申請書 同居する人の就労証明書
	新たに保護者になる方が1月2日以降に真岡市へ転入した場合	市町村民税課税証明書 ※時期によって、必要な年度が異なります。保育課にお問合せください。
	ひとり親となった場合 保育料を算定しなおします。	支給認定変更申請書
④妊娠した。	育児休業期間中は上の子の保育認定を短時間に変更してください。保育料が変わる可能性があります。	就労証明書（育児休業の期間が記載されているもの） 母子手帳の写し
⑤出産のための入所の場合 （入所期限有）	出産を理由とした入所は、期限を迎えた時点で原則退所となります。（期限：出産予定日の6週間前の日が属する月の1日から、産後8週経過した日が属する月の末日まで） 翌月から復職の場合は市役所までご相談ください。	母子手帳の写し ※予定日、父母の氏名が確認できるページ
⑥求職中の入所の場合 （入所期限有）	就労しなかった場合や、月64時間に満たない就労の場合は退所になります。 （期限：入所後3か月）	支給認定変更申請書 就労証明書
⑦退所（園）する場合	退所希望月の10日までに提出してください。	退所届
⑧市外へ転出する場合	退所（園）を希望する場合 住民異動をした当月末で、退所（園）することになります。	退所届
	現在入所している保育所（園）に継続して入所を希望する場合 真岡市民としての退所届を提出し、新たに転出先の自治体で広域利用の入所申込をしてください。 詳しくは転出先の自治体にご確認ください。	退所届（真岡市に提出）

記入例表

型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書

【保育標準時間・保育短時間（2・3号）認定用】

提出日 2000年00月00日
真岡市福祉事務所長 殿

保護者氏名 **真岡 一郎**

真岡市記入欄		受付番号
2000	年 月 日	
申請区分 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更		
番号確認	<input type="checkbox"/> 番号カード <input type="checkbox"/> 本人確認	
	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 番号カード <input type="checkbox"/> 保険証	
	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 代理権 <input type="checkbox"/> 身元確認	
	代理人	

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請児童	ふりがな	もおか はな		個人番号（マイナンバー）											真岡市記入欄			変更箇所
	氏名	真岡 花		1111111111111111											申請児童個人コード			
	生年月日（西暦）	2000	年 00	月 00	日 00	生	性別	女					クラス年齢（4.1時点）		0		-	
保護者	住所	真岡市 荒町5191番地											保護者個人コード					
	アパート名等	真岡アパート101号室											-					
	前年1月1日の住所（市区町村名）	父	真岡市		連絡先			自宅			0285-82-1111		世帯番号					
		母	真岡市		父 携帯電話			090-1234-5678										
			真岡市		母 携帯電話			080-1234-5678										

①保育の利用を必要とする理由等

理由等	区分	続柄	番号	具体的な状況（就労時間）	保護者が単身赴任等で別居している場合は、住所を記載してください。
	1:就労 2:疾病・障害 3:妊娠・出産 4:求職活動 5:介護等 6:育児休業 7:災害復旧 8:虐待・DV 9:就学 10:その他	父	1	単身赴任中、〇〇市〇〇町〇〇番地在住	
		母	1	〇月まで育児休暇取得中	

②申請児童の情報

児童情報	障害者手帳の情報	番号	アレルギー情報	番号	アレルギー・その他特記事項
	0:無 1:身体障害者手帳 2:療育手帳 3:精神障害者保健福祉手帳	0	0:無 1:有	1	卵

園に知っている事など記載してください。定期的に通院している場合などは診断書を添付してください。

③世帯の状況

ひとり親世帯等の有無		番号	生活保護の適用の有無		番号	生活保護の開始日（西暦）								
0:非該当 1:ひとり親世帯等 2:在宅障害児(者)のいる世帯		0	0:非該当 1:該当		0	年 月 日 保護開始								
申請児童以外の世帯員（敷地内同居含む）	ふりがな	生年月日（西暦）				児童との続柄	個人番号（マイナンバー）							
	氏名						就労先・学校名・保育所名等							
	もおか いちろう	19	〇〇		年 〇〇	日 〇〇	父	22222222222222						
	真岡 一郎					会社員								
	もおか あい	20	〇〇		年 〇〇	日 〇〇	母	33333333333333						
	真岡 愛					保育士								
もおか ゆう	20	〇〇		年 〇〇	日 〇〇	兄	44444444444444							
真岡 優					〇〇保育園									
		年 月 日												
		年 月 日												
		年 月 日												
		年 月 日												

同一住所に同居している人を記入してください。（住民票の世帯が別であっても記入が必要です）

④同居でない祖父母の状況

申請児童の祖父母の氏名		生年月日（西暦）		住所		別居等の別		職業等		
父方	祖父	真岡 太郎		〇〇〇〇年 〇月 〇日		宇都宮市〇〇123番地		別居	死亡	会社員
	祖母	真岡 良子		〇〇〇〇年 〇月 〇日				別居	死亡	無職
母方	祖父	栃木 実		〇〇〇〇年 〇月 〇日		真岡市荒町1番地1		別居	死亡	自営業
	祖母	栃木 いち子		〇〇〇〇年 〇月 〇日				別居	死亡	自営業

(表面)

⑤利用

記入例 裏

施設名

変更箇所

利用開始年月日	00年00月01日	から	<input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで <input type="checkbox"/> 20年 月 日 まで
希望する 利用曜日・時間・区分	利用曜日(利用希望曜日番号を左詰めで記入)【例】⇒12345	1:月 2:火 3:水 4:木 5:金 6:土	利(※)用区1分
	利用希望時間(24時間表記にて記入)【例】午前8時⇒08時00分 午後5時⇒17時00分	1 2 3 4 5	1:標準時間 2:短時間
	利用開始時間	07時30分	から
		利用終了時間	18時00分 まで

施設名(※2)		希望施設番号	希望理由
公立 保育所	01 真岡保育所	12	兄が在園しているため
	02 中村保育所	13	
	03 西田井保育所	14	
	04 物部保育所	15	
私立 保育園	05 西真岡保育園	16	自宅から近いため
	06 真岡めばえ保育園	17	
	07 萌丘東保育園	18	
	08 西真岡第二保育園	19	
	09 にのみや保育園	20	
	10 真岡あおぞら保育園	21	
地域 型 施設	11 かあかんハウス	22	

**公立・私立保育園については第3希望まで記入可。
認定こども園・地域型保育施設については第1希望のみ記入してください。**

その他の状況	
1 兄弟姉妹で同時に利用申込をする場合	兄弟姉妹が同時に入園を申し込んでいる場合、同時に同じ園に入園出来ない場合があります。その場合どのように考えるか、下記より選択し番号を記入してください。 1:同時に同じ園に入園出来るまで待機する。 番号 2:同時なら別々の園でも入園を希望する。 【ひとりでも入園を希望する場合】 3:優先順位なし 4:上の子から 5:下の子から
2 産前産後休暇又は育児休業明けで申し込んでいる場合	希望する園への入園が不承諾となった場合、「育児休業等に関する法律」に基づく育児休業の取得、又は期間延長は可能ですか。下記より選択し番号を記入してください。 1:はい 2:いいえ 番号 ※【1】を選んだ方は、下記に期間を記入してください。 (2000年00月00日まで取得(延長)可能)
3 入園希望の場合、認可外や託児所を利用して仕事を開始した場合は、選考に影響がありますので、改めて就労証明書の提出をお願いします。	は延長 2:認可外保育所・託児所などを利用して、仕事を開始する。就労開始時期を遅らせる。(求職中・就労内定の場合) ・別居)に保育してもらう。 5:その他()

(※1)保護者の月平均就労時間が120時間以上の場合には標準の【1】、64時間~120時間以内の場合は短時間の【2】を記入して下さい。
(※2)公立・私立保育園については第3希望まで記入可。認定こども園・地域型保育施設については第1希望のみ記入して下さい。

**就労時間では短時間相当であっても、
通勤時間等のために標準時間を希望する
場合は保育課にご相談ください。**

⑥税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に こと。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。	及び世帯情報を閲覧する
保護者氏名 真岡 一郎	

※施設記載欄(認定こども園等を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	20 年 月 日
施設(事業者)名	
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定) 20 年 月 日 ・ 無
備考	

(裏面)

◇教育・保育施設等一覧

○公立保育所⇒市役所に申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
1	真岡保育所	台町 2823-1	82-2200	170	0～5 歳	7:30～19:00
2	中村保育所	長田四丁目 7-3	82-4003	106	0～5 歳	7:30～19:00
3	西田井保育所	西田井 1528-2	83-1043	45	0～5 歳	7:30～19:00
4	物部保育所	物井 748-2	75-0305	80	0～5 歳	7:30～19:00

※1 生後8週経過後の翌月からお預かり（但し、面接時に判断する場合あり）

※2 西田井保育所は生後10か月経過後の翌月からお預かり

※3 西田井保育所・物部保育所は民設民営による移転統合が予定されており、令和8年度以降（社会情勢により時期が変わる場合があります。）に、田町地内の県東環境森林事務所跡地に開設される新保育園に移転する予定です。そのため、開園時に西田井保育所・物部保育所の在園児は新設保育所へ移っていただくこととなります。

○私立保育所⇒市役所に申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
5	西真岡保育園	熊倉一丁目 14-3	84-1313	224	0～5 歳	7:00～20:00
6	真岡めばえ保育園	八木岡 250-1	82-3955	120	0～5 歳	7:00～20:00
7	萌丘東保育園	東郷 390	82-1437	90	0～5 歳	7:00～19:00
8	西真岡第二保育園	伊勢崎 438-1	80-1760	120	0～5 歳	7:00～19:00
9	にのみや保育園	久下田西一丁目 1	73-2200	100	0～5 歳	7:00～19:00
10	真岡あおぞら保育園	長田 1315-6	82-5347	105	0～5 歳	7:00～19:00

※1 入所月齢は施設により異なります。

（真岡めばえ保育園：6か月経過後、真岡あおぞら保育園：3か月経過後等）

○私立認定こども園⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
11	真岡ふたば幼稚園 いちごの杜保育園	東大島 1081	84-5151	140	0～5 歳	7:00～20:00
12	牧が丘幼稚園	西高間木 515	84-2353	214	0～5 歳	7:00～18:30
13	せんだん幼稚園	久下田 794	74-0252	90	0～5 歳	7:00～19:00
14	にのみや認定こども園	久下田 1751	74-3021	90	0～5 歳	7:00～18:30
15	高ノ台幼稚園	台町 2323-1	82-2325	165	0～5 歳	7:00～19:00
16	真岡ひかり幼稚園	寺内 75	82-3982	159	0～5 歳	7:00～19:00
17	萌丘幼稚園	熊倉町 4795-3	84-2622	84	0～5 歳	7:00～19:00
18	にしだ幼稚園	飯貝 178	82-1174	91	0～5 歳	7:30～18:30

※1 入所月齢は施設により異なります。

○小規模保育事業－A型 ⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
19	ちびっこランド イオンタウン真岡園	台町 2668	81-3651	19	0～2 歳	7:30～19:00
20	にじいろ保育園	上大田和 1313	81-5022	19	0～2 歳	7:30～19:00
21	スマイル保育園	熊倉三丁目 40-2	81-3414	19	0～2 歳	7:30～19:00

※1 入所月齢は施設により異なります。

○家庭的保育事業 ⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
22	家庭的保育所 「かあかんハウス」	熊倉町 4834-7	080- 4326- 8415	3	0～2 歳	7:00～18:00

MEMO

